

取引業者の皆様へ

横浜薬科大学は研究費の不正使用に厳格に対応し不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。研究費の不正使用に関与し不正使用が発生することのないようご協力をお願いします。

◆ 公的研究費の不正使用とは

公的研究費は公正かつ効率的な使用などを求められていますが、これに違反して架空取引、品名替、その他の不正行為（割高操作、偽装取引）等により研究費を使用すると不正使用になります。

《主な不正使用事例》

- * 預け金（架空取引）：架空の契約により研究費を取引納品書により業者に支払い、管理させること
- * 品名替：事実と異なる品名に書き換えた納品書等により、研究費を取扱業者に支払う
- * 預け金（割高操作）：適正な契約価格より割高な価格で契約し、その差額を取引業者に管理させること
本学教職員から不正使用と思われる取引の相談や要請があった場合は、必ず庶務課までご相談いただき、不正使用に関与することのないようご協力をお願いします。

◆ 不正行為に対する処分等

《取引停止》

本学との契約において架空取引納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったときは、その不正行為の内容等に応じて本学が定めた一定期間（1ヶ月以上6ヶ月以内）取引を停止することがあります。

《法的措置》

不正行為に対しては刑事告訴（詐欺罪、文書偽造罪等）、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

◆ 取引を行う上でのお願い

本学ではすべての取引先に対して以下の事項について確認をお願いしたうえで取引を行っています。

- ① 不正に関与しないこと、
- ② 内部監査その他の調査において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること、
- ③ 諸規程に反する行為がある場合いかなる処分を講じられても異議がないこと、
- ④ 不正行為の依頼等があった場合は通報窓口・通報窓口連絡すること。

◆ 相談窓口

取引等に関する相談窓口は学務課にお願い致します。

横浜薬科大学 学務課 TEL : 045-859-1322

FAX : 045-859-1323

Eメール : gakumu@hamayaku.ac.jp

◆ 通報窓口

公的研究費の不正使用に係る通報窓口は本学教職員から架空取引や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請があった場合は「庶務課」にご相談をお願いします。

横浜薬科大学 庶務課 TEL : 045-859-1316

FAX : 045-859-1301

Eメール : shomuka@hamayaku.ac.jp